地域再生計画

1 地域再生計画の名称

横浜に暮らす外国人との共生・活躍促進を通じた地域活力向上プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

横浜市

3 地域再生計画の区域

横浜市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

【課題1】外国人の国籍別の集住傾向に対する地域社会の懸念から生じる両者 の分断

- ・国籍ごとに多様な集住が進みつつある状況下で、母国の慣習や文化の違いに 起因する外国人住民との共生には困難性を伴い、地域社会からは「コミュニ ティの維持が困難になりつつある」と言った懸念が発生
- ・外国人と受け入れる地域社会がともに安心して暮らすことができるよう「相 互理解」を促進するための交流機会の創出や、交流拠点の設置などの取組が 喫緊の課題
- ・H29~R01の3か年で、本市の特定の地域(南区)において、外国人との共生に向けた、外国人と自治会・町内会の交流会の開催等を実施した結果、相互に対する意識にプラスの変化が生じたことを確認。しかし、交流会という場を越えた日常生活における相互の融合には至っておらず、地域が自立して共生社会を築ける仕組みの構築が課題

※参考:本市の外国人人口の状況

- ・本市の外国人人口は、5年間で約3割増加し、約10万人(全国の市町村で2番目)
- ・今後、「改正出入国管理及び難民認定法」の施行を踏まえ、一層の増加の見込み(R7年推計 R元年度比32%増、R12年推計 同56%増)
- ・エリアごとの国籍別集住傾向として、鶴見区(ベトナム人1,367人(市全体の同国出身者に占める割合14.8%))、中区(中国人8,627人(同22.1%))、 南区(中国人5,610人(同14.4%))、緑区(インド人1,103人(同40.7%))(いずれも令和3年11月末現在)など

【課題2】地域における外国人材の活躍の場の不足

- ・地域経済を支える中小企業・小規模事業者などにおける人手不足は喫緊の課 題
- ・地域の中小企業・小規模事業者、地域団体からの、「雇用」、「福祉」、「教育」などをはじめとする様々な分野における、外国人材の活躍への期待の高まり
- ・これに対して、マッチングなどの機会が不足していることにより、地域にお ける外国人材の活躍の場を充分に提供できていない状況

※参考:本市における人口減少や高齢化、人手不足の状況

- ・横浜市の人口のピークは2019年、ピーク時人口はおよそ373万人(横浜市将来人口推計)
- ・65歳以上の人が占める割合(高齢化率)は人口ピーク時(2019年)で24.8% 、2065年では35.6%
- ・労働力が不足していると考えている市内企業は全産業で58.9% (第110回横 浜市景況・経営動向調査 (令和元年9月))
- ・市内企業の今後の外国人材の受入の意向については全産業で、「状況に応じ

て検討したい」と「積極的に受け入れたい」を合わせると51.3%(同調査)

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

海外の人や企業から選ばれる都市を目指し、更なる外国人材・外国企業等の誘致・定着を推進するため、横浜に暮らす外国人との共生・活躍促進を通じた地域活力向上のための事業を実施し、「外国人と地域社会の相互理解に基づく共生社会の実現」及び「人口減少社会における持続的な成長」の2つの行政課題の解決を図る。

外国人材の受入・共生に向けた対策は、日本政府が掲げる国策的な課題であり、全国の市町村で2番目の外国人人口を有する本市が先駆的な取組を進めることで、同様の課題を有する地方公共団体の課題解決に貢献したい。

【数値目標】

KPI	事業開始前	2020年度増加分	2021年度増加分	2022年度増加分	KPI増加分
	(現時点)	1 年目	2 年目	3 年目	の累計
企業・団体とのマッチング					
支援による地域の外国人の	0	0	8	12	20
活躍の場の創出件数(件)					
継続的に地域で活躍する外					
国人材のネットワーク構成	0	5	12	20	37
員数(人)					
外国人活躍促進拠点施設に	0	10	50	100	160
おける交流・活躍促進プロ					
グラムへの参加外国人数(
人)					
意識調査における暮らしの	64. 1	65. 0	67. 0	69. 0	201. 0
満足度(%)					

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金(内閣府):【A3007】

事業主体
2に同じ。

② 事業の名称

横浜に暮らす外国人との共生・活躍促進を通じた地域活力向上プロジェクト

③ 事業の内容

ア 外国人との共生の地域づくり推進事業 (R2~R4年度)

- ・集住地域の外国人等からコーディネート役となる人材を選任し、外国人 支援における中核的な役割を果たしてきた(公財)横浜市国際交流協会 との協働により、集住地域における外国人住民と日本人住民の相互理解 に向けた交流会や、双方の課題把握のためのワークショップ等を開催
- ・交流会やワークショップの開催を通じて、地域のルールやマナーなどを 盛り込んだ、共生の実現に向けた多言語のパンフレットやWEBページを 作成
- イ 外国人材の活躍に向けたマッチング支援事業(R3~R4年度)
 - ・コーディネート役の外国人等と同協会の協働により、地域の中小企業や介護等小規模事業者等が有している、「外国人材の雇用」、「海外販路開拓」、「海外からの人材誘致」などのニーズを把握し、助言や支援等を提供する地域の外国人を発掘・紹介(例:ベトナムからの介護人材の呼び込みに当たり、言語・文化・慣習面及び現地情報や人脈の活用等による助言・支援)
 - ・地域の団体・中小企業や介護等小規模事業者等への協力を通じて地域で 活躍する外国人材のネットワークを構築

- ウ 外国人共生・活躍促進拠点整備事業 (R2年度)
 - ・特定の国籍の外国人が急増しているエリア (例:インド人が急増している緑区) に、地域の外国人との共生・活躍促進に向けた拠点を開設
 - ・交流会等をはじめとする共生・活躍促進プログラムを実施

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

- ・地域に貢献したい外国人と、外国人の活躍を必要とする地域社会の構成員(自治会・町内会、企業・団体、有識者等)が力を合わせて地域 課題解決に向けた取組を推進
- ・最長3年間の国費終了後も、本市独自財源に加えて、横浜市国際交流協会の自主財源として、受益する企業等からのコーディネート手数料やイベント参加費を徴収する仕組み構築により確保する。さらに、将来的には企業等からの収入のウェイトを増やし、民間主体による自立化も視野に入れる。

【官民協働】

- ・横浜市が呼びかけを行い、事業をスタートさせ、本市における多文化 共生の中核的な団体である公益財団法人横浜市国際交流協会等が中心 となり、コーディネート役の選任や関連事業を推進
- ・特に本事業においては、外国人と地域とのコーディネート役や、地域の企業・団体等が必要とする意欲のある外国人等の選定・発掘が、事業成否の要であり、これらの人材の選定・発掘という重要な責務について、外国人の支援に関わる約500団体とのネットワークをはじめとする、行政だけでは持ち得ない知見・ノウハウを有する団体である同協会が実施
- ・外国人の活躍を必要とする地域の企業・団体等の参画を早期から進める。

【地域間連携】

・我が国の市町村で2番目の外国人人口を擁する横浜市の、外国人相談 や地域日本語教育の取組は、H30年度に法務省が主催した検討会や、文 化庁と外務省が事務局となっている日本語教育推進関係者会議などを 始め、これまでも先駆的な事例として紹介され、他の地方公共団体か らの関心も高い。

・本取組についても、国の検討会等を始め、神奈川県内市町村や、指定 都市関連の会合等において積極的に紹介し、広範な取組を喚起したい

0

【政策間連携】

- ・人口減少社会の到来や超高齢化社会の進展、雇用の現場における深刻な 人手不足など、直面する課題を乗り越え、持続的な成長を実現していく ためには、雇用、福祉、教育などの分野において、地域の外国人による 活躍を促進することで課題解決を図ることが必要
- ・本プロジェクトにおける「外国人材の活躍に向けたマッチング支援事業」により、地域の中小企業・介護等小規模事業者等のニーズに対する助言・支援を行うことで、中小企業の経営支援や地域包括ケアシステム構築に向けたサービス充実につなげるとともに、「外国人との共生の地域づくり推進事業」において、外国人と地域社会の相互理解に向けた交流会における交流や多言語のパンフレット作り等により、未来を創る子どもを育む教育の推進にもつなげていく。
- 事業の実施状況に関する客観的な指標(重要業績評価指標(KPI))4-2の【数値目標】に同じ。
- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度9月

【検証方法】

産官学金労言から構成される「横浜市地方創生推進連絡会」において、 重要業績評価指標(KPI)などから検証を行う。

【外部組織の参画者】

横浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時に御意見を伺った方々を中心とする産官学金労言の外部有識者を予定。

【検証結果の公表の方法】

ホームページ等に掲載

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】総事業費 75,000千円
- ⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

9 その他必要な事項特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置 該当なし。

5-3-2 **支援措置によらない独自の取組** 特になし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2023年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、5-2 の⑥の【検証時期】に7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。